【資料３】

令和8年度青森市国民健康保険事業重点事項について

１ 事業運営の課題

国民健康保険事業が抱える構造的な課題としては、被保険者数の減少や被保険者の高齢化、被保険者全体に占める低所得者の加入割合が高いことなどが挙げられる。

これらの影響等により、本市においても国民健康保険税の収入額は毎年度減少傾向にある一方で、医療費については総額は減少しているものの、1 人当たりの医療費は高度医療技術の進展や高額な新薬の開発、被保険者の高齢化などにより年々増加しているため、中長期的には歳入歳出のバランスは悪化する傾向にある。

このような中、本県では、県内のどの市町村に住んでいても同じ所得水準・世帯構成であれば同一の国民健康保険料（税）となる「保険料水準の完全統一」の令和 12 年度からの導入を目指すこととし、令和 7 年度には県内市町村における保険料の算定方式を 3 方式へ統一し、各市町村の医療費水準を納付金に反映させない（納付金ベースの統一）とともに、県や市町村等で構成するワーキンググループにおいて、統一に向けた課題の検討を行ってきたところである。

また、令和 6 年 12 月 2 日からマイナンバーカード健康保険証を基本とする仕組みに移行したほか、令和８年度は、国が児童手当の抜本的拡充等、こども・子育て政策の給付拡充を図るための安定財源確保のため創設した「子ども・子育て支援金制度」が 4 月 1 日から開始することに伴い、各保険者においては国民健康保険税の新たな区分として「子ども・子育て支援納付金」の税率を設定する必要があるほか､外国人等の国民健康保険税未納対策として､外国人等が国民健康保険税を前納できる仕組みの導入、また、高額療養費制度の段階的な見直し等が行われる予定となっており、国保制度を取り巻く環境も大きく変わってきていることから、制度の変更に向けた対応が必要となる。

このような課題・制度変更に適切かつ速やかに対応するため、本市では令和８年度において、次に掲げる取組を重点的に実施し、国民健康保険事業の安定的な運営と国保財政の健全化を図るものとする。

２ 重点事項 ※下線は拡充等部分

（１）資格の適用適正化【拡充】

被保険者の資格管理は、医療の確保及び保険税の賦課を行う前提となる基本事項であることから、令和 3 年 10 月から本格運用が開始されたオンライン資格確認等システムの活用等により、資格の適正管理に努めるとともに、令和 6 年 12 月 2 日からマイナンバーカード健康保険証を基本とする仕組みに移行したことに伴う資格管理事務の運用について適切に対応する。

また、被保険者の利便性の向上や健康増進の観点から、マイナンバーカードの取得促進及び被保険者証としての利用の更なる普及に努める。

加えて、令和８年度においては、未加入者の解消を図るため、資格喪失後も新資格が判明しない者への市町村国保からの加入勧奨、国民健康保険の加入・脱退手続について、マイナポータルを活用したオンライン申請の利用促進に努めることとしている。

（２）国民健康保険税の賦課【拡充】

基幹的財源である保険税を適正に賦課するため、賦課の基礎となる被保険者の所得額の把握と負担の公平性の観点に基づく賦課に努める。

また、令和８年度から創設される「子ども・子育て支援金制度」に対応するため、国民健康保険税の新たな区分として「子ども・子育て支援納付金」の税率を新たに設定、当該税率も含めた国民健康保険

税額を適正に算出し、被保険者へ賦課を行うとともに、今後の国保財政の見通しを踏まえた税率の改定を行う。

加えて、令和８年度から導入される外国人等に対する国民健康保険税を前納とする仕組みについて、令和８年度本算定から適用するための準備を進める。

（３）収納率の向上

保険税収入の確保は、事業運営の根幹を成すものであることから、財政の健全化と被保険者間の負担の公平を図るため、滞納者の減少と収納率向上に努める。

（４）保険給付等の適正化【拡充】

高齢化の進展や医療技術の高度化による１人当たりの医療費の増加が見込まれる中、事業運営の安定を図つつ、必要な保険給付が着実に行われるようにするため、より一層の保険給付及び医療費支出の適正化に努める。

また、令和８年度以降、段階的に予定されている高額療養費制度の見直しについて、国の動向に合わせた対応を行う。

（５）保健事業の推進

被保険者の健康保持増進や自らの健康管理意識の改善を図り、医療費を適正化するため、保健指導のあり方等についても検討し、各種健（検）診事業の受診率及び実施率の向上等に努める。

また、多受診・頻回受診・重複受診・重複処方・多剤となる方に、適正な受診、服薬、生活習慣について保健指導を行う。

なお、令和８年度は、国や県の動向を踏まえ、「第三期青森市国保データヘルス計画」の中間評価を行う。

（６）広報活動の充実

国民健康保険制度に対する理解を深め、納税意識や健康管理意識の高揚を図るため、多様なメディアを活用した広報活動に努める。

（７）研修機会の確保

国民健康保険事業に関わる担当職員のレベルアップを図るため、国、県及び青森県国民健康保険団体連合会等が主催する研修会等に積極的に参加するとともに、課内研修も開催し、制度・事業に対する理解や事務処理システム操作方法等の習熟に努める。

（８）保険料水準の統一に向けた課題等の検討【追加】

「青森県国民健康保険運営方針」では、「保険料水準の完全統一」へのスケジュールについて、「令和12年度から、完全統一された保険料による賦課を開始することを目指す」こととしており、その実現に向け、各市町村の収納率の差異、保健事業、地方単独事業の取扱いといった様々な課題については、県が令和５年度に設置したワーキンググループ等により県･市町村･国保連が協議を行うこととしている。

本市は、令和 8 年度において、当該ワーキンググループのうち、「保険料ワーキンググループ」及び「収納対策ワーキンググループ」の構成員となる予定であるが、構成員となっていないワーキンググループも含め、課題の内容を正しく理解するとともに、その解決に向け、県に対し積極的な意見・提案等を行う。